

介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設）

基本料金	介護保険 1割負担	食 費 (昼食)
要支援1	(1月) 2,564円	(1食) 770円
要支援2	(1月) 4,792円	(1食) 770円

*基本料金にはサービス提供体制強化加算（I）（要支援1：96円、要支援2：192円）が含まれています。

介護保険適用分 加算料金（利用状況に応じて別途加算のかかるもの）		
退院時共同指導加算	653円/月	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に加算
口腔機能向上加算（I）	164円/月	口腔機能向上を目的として、口腔清掃、摂食・嚥下機能訓練を実施した場合
口腔機能向上加算（II）	174円/月	口腔機能改善のための計画に基づくサービスを実施し、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
口腔・栄養スクリーニング加算（I）	22円/回	利用開始時および利用中6月ごとに、利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーに提供した場合（6カ月に1回を限度）
口腔・栄養スクリーニング加算（II）	6円/回	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当ケアマネジャーへ提供した場合（6カ月に1回を限度）
生活行為向上リハビリテーション実施加算（開始から6月以内）	612円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めてリハビリテーションを提供すること
科学的介護推進体制加算	44円/月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
長期利用減算（要支援1）	-131円/月	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合減算。但し、以下の要件を満たす場合は減算無し。 ①3月に1回以上、リハビリ会議を開催し、リハビリに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリ計画を見直す。 ②利用者ごとのリハビリ計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリの提供にあたり、当該情報その他リハビリの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。
長期利用減算（要支援2）	-262円/月	
介護職員等処遇改善加算（I）		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（処遇改善加算除く））×サービス別加算率（8.6%）

その他の利用料（介護保険給付外サービス）			
教養娯楽費	(1回)	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費	(1回)	実費	特別な行事にかかる費用
紙オムツ代	(1枚)	実費	パンツタイプ、フラットタイプ 各S、M、L、LLサイズ

介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設）

基本料金	介護保険 1割負担	食 費 (昼食)
要支援1	(1月) 5, 127円	(1食) 770円
要支援2	(1月) 9, 584円	(1食) 770円

*基本料金にはサービス提供体制強化加算（I）（要支援1：192円、要支援2：383円）が含まれています。

介護保険適用分 加算料金（利用状況に応じて別途加算のかかるもの）		
退院時共同指導加算	1306円/月	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に加算
口腔機能向上加算（I）	327円/月	口腔機能向上を目的として、口腔清掃、摂食・嚥下機能訓練を実施した場合
口腔機能向上加算（II）	349円/月	口腔機能改善のための計画に基づくサービスを実施し、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
口腔・栄養スクリーニング加算（I）	44円/回	利用開始時および利用中6月ごとに、利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーに提供した場合（6カ月に1回を限度）
口腔・栄養スクリーニング加算（II）	11円/回	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当ケアマネジャーへ提供した場合（6カ月に1回を限度）
生活行為向上リハビリテーション実施加算（開始から6月以内）	1223円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めてリハビリテーションを提供すること
科学的介護推進体制加算	87円/月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
長期利用減算（要支援1）	-262円/月	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合減算。但し、以下の要件を満たす場合は減算無し。 ①3月に1回以上、リハビリ会議を開催し、リハビリに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリ計画を見直す。 ②利用者ごとのリハビリ計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリの提供にあたり、当該情報その他リハビリの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。
長期利用減算（要支援2）	-523円/月	
介護職員等処遇改善加算（I）		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（処遇改善加算除く））×サービス別加算率（8.6%）

その他の利用料（介護保険給付外サービス）

教養娯楽費	(1回)	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費	(1回)	実費	特別な行事にかかる費用
紙オムツ代	(1枚)	実費	パンツタイプ、フラットタイプ 各S、M、L、LLサイズ

介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設）

基本料金	介護保険 1割負担	食 費 (昼食)
要支援1	(1月) 7,690円	(1食) 770円
要支援2	(1月) 14,375円	(1食) 770円

*基本料金にはサービス提供体制強化加算（I）（要支援1：288円、要支援2：575円）が含まれています。

介護保険適用分 加算料金（利用状況に応じて別途加算のかかるもの）		
退院時共同指導加算	1953円/月	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に加算
口腔機能向上加算（I）	490円/月	口腔機能向上を目的として、口腔清掃、摂食・嚥下機能訓練を実施した場合
口腔機能向上加算（II）	523円/月	口腔機能改善のための計画に基づくサービスを実施し、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
口腔・栄養スクリーニング加算（I）	66円/回	利用開始時および利用中6月ごとに、利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーに提供した場合（6カ月に1回を限度）
口腔・栄養スクリーニング加算（II）	17円/回	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当ケアマネジャーへ提供した場合（6カ月に1回を限度）
生活行為向上リハビリテーション実施加算（開始から6月以内）	1835円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めてリハビリテーションを提供すること
科学的介護推進体制加算	131円/月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
長期利用減算（要支援1）	-392円/月	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合減算。但し、以下の要件を満たす場合は減算無し。 ①3か月に1回以上、リハビリ会議を開催し、リハビリに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリ計画を見直す。 ②利用者ごとのリハビリ計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリの提供にあたり、当該情報その他リハビリの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。
長期利用減算（要支援2）	-784円/月	
介護職員等処遇改善加算（I）		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（処遇改善加算除く））×サービス別加算率（8.6%）

その他の利用料（介護保険給付外サービス）			
教養娯楽費	(1回)	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費	(1回)	実費	特別な行事にかかる費用
紙オムツ代	(1枚)	実費	パンツタイプ、フラットタイプ 各S、M、L、LLサイズ